

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第 1 回神崎町・大河内町合併協議会 新町名称・庁舎等検討小委員会会議録

開会日時 平成16年 4 月14日（水） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会小委員会委員名簿

小委員会（新町名称・庁舎等検討小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	出 欠
1	松 原 博 興	出
2	正 城 眞佐子	出
3	藤 原 貢	出
4	竹 國 洋 子	出
5	生 田 良 昭	欠
6	足 立 高 正	出
7	立 石 富 章	出
8	中 塚 義 之	出
9	小 寺 義 裕	出
10	多 田 昌	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会新町名称・庁舎等検討小委員会	
開催日時	平成16年 4月14日(水) 開会 13時30分 閉会 15時24分	
開催場所	神崎町ケーブルネットワーク局舎	
議長氏名	立石富章	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 議題</p> <p>(1) 新町名称・庁舎等検討小委員会委員長、副委員長の互選について</p> <p>(2) 委員長あいさつ</p> <p>(3) 小委員会の運営方針について</p> <p>(4) 新町名称の検討について</p> <p>(5) 庁舎等事務所の位置について</p> <p>(6) 委員会の開催スケジュールについて</p> <p>(7) 次回委員会の日程について</p> <p>(8) その他について</p>	<p>2 会議結果</p> <p>委員長 立石富章氏 副委員長 中塚義之氏</p> <p>了承 継続協議 継続協議 調整 後日連絡</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>今日は、先ほど申し上げました新町の名称あるいは庁舎等の位置につきましてご議論を賜ることになっておりますので、どうぞひとつよろしくご議論を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、今後ともご繁忙の中を再三再四ご参会をお願いすることになると思いますが、よろしくをお願いを申し上げまして最初のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は第1回の新町名称・庁舎等の検討小委員会でございます。この小委員会につきましては、第1回の合併協議会におきましてお認めをいただきまして、構成の委員さんにつきましても会長がご指名申し上げたところでございます。</p> <p>規定では、委員長が会議の議長となるとなっておりますが、委員長が決まりますまでは会長によって進めていただきます。</p> <p>なお、本日は生田委員さんから欠席のご報告をされております。</p> <p>それでは、会長お願いします。</p>
足立（会長）	<p>それでは、私がしばらく会議を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>早速でございますが、新町名称・庁舎等検討小委員会の委員長、副委員長の選出に入りたいと思っております。</p> <p>小委員会規程の第3条では、委員長、副委員長につきましては委員の互選となっております。</p> <p>どのような選出がよいかお諮りを申し上げたいと思っております。どうぞご意見ををお願い申し上げます。</p> <p>互選の方法といたしましては、指名または選考委員による選出、あるいは選挙等いろいろの方法があると思いますが、いかがでございましょうか。</p>
多田委員 足立（会長）	<p>はい、どうぞ。</p> <p>事務局の考え方があればお願いしたい。</p> <p>それでは、今、事務局等からの考え方を示唆してほしいとのご発言がございましたので、事務局からお願いを申し上げます。</p>
内藤（事務局長）	<p>はい。合併協議会の会長、また議長さんも両町交互でご就任されております。2つの小委員会につきましても交互に担っていただくのが適当ではないかと考えます。したがって、先行して開催されました新町建設計画の小委員会の方の委員長につきましては神崎町から選出されておりますので、今回のこの新町名称・庁舎等の検討小委員会の委員長につきましては、大河内町の委員さんから委員長を、また副</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>委員長は神崎町の方からそれぞれ選出いただきますと均衡はとれるのではないかと事務局では考えております。</p> <p>ただいま事務局考え方を申し上げましたですけれども、それでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
足立（会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員長は大河内の委員さんから、副委員長は神崎町の委員さんから、それぞれ選出をしていただくことで異議ございませんね。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
足立（会長）	<p>ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、大河内町の委員さんの中からどのような方法で選出していただいたらよろしいでしょうか、お伺いいたしたいと思います。</p>
小寺委員	<p>会長指名ということで。</p>
足立（会長）	<p>ただいま会長が指名ということがご意見ございました。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
足立（会長）	<p>それでは、会長から指名をさせていただくことにさせていただきたいと思います。</p> <p>委員長に大河内町の立石富章氏、それから副委員長もこのような方法でよろしいでしょうか。副委員長には、神崎町の中塚義之氏、それぞれご指名を申し上げたいと思います。</p> <p>ただいまご指名を申し上げました立石委員長、中塚副委員長につきまして、拍手でご承認をいただきたいと思います。</p> <p>〔拍 手〕</p>
足立（会長）	<p>ありがとうございました。それでは、委員長の方よろしくお願いたします。どうぞ。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。それでは、委員長立石様、副委員長中塚様、前の方の席の方へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ここでご就任後、直後でございますが、立石委員長にごあいさつをいただきます。</p>
立石（委員長）	<p>皆さん、こんにちは。ただいま推薦選出を賜りました大河内の立石でございます。就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>当委員会におきましては、合併協議会の中でも土台骨とも言われます大変重要なテーマが与えられております。いよいよこれから本格的</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>な協議に入っていくわけでありますが、私は、与えられたテーマについて、まず妥当と思われる方向性を見出し、その中で議論を重ねながら、最終的には多くの住民の方々にご理解が得られる結論を導いていきたい、このように考えておるところでございます。つまり、そのことが、この私たちの委員会に与えられた使命であり、かつまた任務であると、このようにも思っております。そのためには、協議のいわゆるプロセスというものをとりわけ大事にしていきたい、このように思っております。</p> <p>何分浅学非才の身でありながら、このような大役を受けることは大変荷が重いわけでございますが、これからはどうぞ委員各位にはご遠慮のない指摘と、そしてご指導を賜りたいと思います。甚だ簡単ではございますが、就任に際しての一言のごあいさつといたします。今後どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。今後ともよろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、以降の議事進行につきましては、規定によりまして委員長が議長となとなっております。立石委員長、よろしくお願い申し上げます。</p>
立石（委員長）	<p>それでは、早速でございますが、本日の議事日程に従いまして協議議題を進めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、あらかじめ皆さんにお断りをいたしておきますが、本日の議題につきましては、本日即皆さんのご了解をいただく議題と、本日提案のみで、説明を受け若干の質疑をしながら今後の検討をしていくと、さらに深く検討していくというふうな議題が上がっておりますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、会議次第の5番目に上がっております小委員会の運営方法について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局。事務局、どうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>皆様方の方に、本日委員会次第、資料をお配りさせていただいております。先ほど委員長の方からございました5番目の小委員会の運営方針についてというところでございます。こちらの方につきましては、本日資料は持ってございません。したがって、事務局の方からただいまから申し上げることでひとつご了解をいただければというふうに思います。</p> <p>協議会には、ご存じのように2つの委員会がございます。一方の新町建設計画の方につきましては3月18日に第1回目を開催し、その中で協議会と同様に会議の傍聴並びに会議録の作成、これらにつつま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>して協議会と同様に行うという形で承認をいただいております。また、会場につきましても、協議会と同様に神崎町、大河内町交互に行うということで決めておりますので、当委員会につきましても、委員会の会議の傍聴並びに会議録の作成、この会議録の作成につきましては、署名委員さんはなしの会議録で作成をしたいというふうに思っております。</p> <p>それからもう一点、会場の開催の場所ですけれども、神崎、大河内両町持ち回りという形でさせていただければなというふうに思っております。</p> <p>それと、当委員会につきましても、ある程度の中間報告ができましたら協議会の方に報告をしていく、また小委員会で決定していく事項ができましたら協議会の方で協議事項として最終決定を見る見ないの提案をしていきたいというふうに考えておりますので、今後そのような形で新町の名称並びに庁舎等の検討を進めていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。委員の皆さんから何かご質問がありましたらお受けいたします。</p> <p>なお、この小委員会におきましても会議録を作成いたしておりますので、ご発言の際は町と名前を言ってから発言をしていただくようお願いをいたします。</p>
松原委員	<p>どなたか質問ございませんか。</p> <p>どうぞ、松原委員。</p> <p>神崎町の松原です。</p> <p>2人、委員長、副委員長さん抜けられますと、意見は吐けると思うんですけども、ちょっと2人抜けたような感じで、小委員会の委員が少ないんじゃないかなという気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。</p>
立石（委員長）	<p>これは、事務局というよりも、私の方、正・副委員長の考えとしてひとつご意見述べさせていただきたいと思いますが、これは第1回の協議会でも確認されておりますように、たまたまこの位置におろうがおるまいが、委員としての発言は与えられておりますので、委員長というのは会議の進行整理という立場がございますので、それはそれといたしまして、当然のことながら発言はさせていただくと。</p> <p>それともう一つは、こういった協議会はできるだけ全員に近い合意をとりつけた中で物事を進めていくのが非常に望ましいというふうに</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員 立石（委員長）	<p>考えておりますので、最終的に採決という挙手あるいは起立というような厳しい状況だけは作りたくないなど、こんな思いでおりますので、お答えになるかどうか知りませんが、我々の立場としてはそうですよということをお答えしてご了解いただけたら今後の会議がうまくいくんじゃないかと、このように考えております。よろしいでしょうか。</p>
立石（委員長）	<p>はい、結構です。 副委員長、それでよろしいですね。 ほかに何かございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ほかに特に質問もないようでございます。 ただいまは第2委員会、あるいは当初に確認をいただいた運営方法について、特に資料なしでしたが、口頭で説明をいただいたと。なお、この模様については議事録にも確認されていくわけでございますので、特に異議がないようでございますから、第5番目の小委員会の運営について、皆さんの了解を得たということできくりたいと思いますが、これでご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。 それでは、そのように扱わせていただきます。 次に、6番目の新町名称の検討について事務局から説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、6番目の新町名称の検討についてということで、冒頭委員長の方からご説明ございましたように、本日はこちらの方から提案という形でただいまからご説明をさせていただきたいと思っております。 次第の1ページをおめくりいただきたいと思っております。 神崎・大河内の合併協定項目の重要な項目でございます新町の名称並びに新町の事務所の位置、この2つにつきましては、当委員会がある程度、審議、調整をしまっているというふうになってございますので、そちらの方のまず1点目の新町の名称という部分について少しご説明をさせていただきたいと思っております。 ご存じのように、他の合併協議会におきましては、関係する市町村が寄りましてこの新しい自治体の名前を決定されてございます。その決定の経緯には、いろんなところで新聞紙上でよく紛糾する一つの大きな項目にもなっておりますことは皆さん方ご存じかと思っております。そういった意味で、今後この新町の名称を検討してまいるさまざまな課題点</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>を本日はご説明をさせていただき、次回からそれぞれについて協議を行っていただきたいというふうに思っております。</p> <p>まず、新町の名称につきましての選定の根拠なんですけれども、これは地方自治法という法律の中にうたわれてございまして、その第3条第3項によりまして、新しい自治体の名前をする場合には条例で定めるといふようなことがうたわれてございます。したがって、仮に合併という形になりますと、現在の神崎町、大河内町という一つの独立した名前は消滅をしましてまいります。そして、新しい名前が発生するということになりますので、そういうところが法的な位置づけできちとうたわれておるといふところでご確認をお願いできればと思います。</p> <p>そういう中で、2点目に入ります。こちらの方からいよいよ今後の協議していただく大きな課題でございます。</p> <p>実は、4月9日に、両町長、両町議会議長さんを初め関係の方で、事前にこのあたりも協議をいただいております。</p> <p>まず、1点目の選定基準というところでございまして、新しい新町の名前を決めますのに5つの項目を案として上げさせていただいております。これは、あくまでも案でございますので、その辺十分にご了承いただきたいと思っております。</p> <p>まず1つ目が、地域が地理的にイメージできる名称というところでございます。2点目が、地域の特徴をあらわす名称。3点目が、地域の歴史文化にちなんだ名称。4点目に、次期合併を想定した名称。恐らくこのあたりは、今後国の動向、いろんな動きがあろうかと思っておりますけれども、もっと大きな範囲になる可能性もございまして、そういったこともひとつ選定をしていく一つの基準にすればというふうな思いをいたしておるところでございます。そして5点目に、その他、新町、新しい町としてふさわしい名称。こういったあたりを一つの選定基準にしてはどうかという案でございます。</p> <p>そして2点目に、その選定方法ですけれども、3案作らせていただいております。</p> <p>まず1点が、これが他の合併協議会でもほとんど使われております一般公募というやり方でございます。この一般公募にもいろんなやり方がございまして、関係する市町村の中の住民の皆さん方を対象にアンケートをとったり意見を聞いたりという形で決められる方法、それからその関係する市町村以外の区域、いわゆる全国的、また県内とかといった幅広いところから募集する方法、こういったところも一般公</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>募といいながらいろんなエリア的な問題、そういったことも今後検討していただければなというふうに考えております。それが、まず1つ目の案でございます。</p> <p>それから、B案といたしましては、やはり第三者的に専門家の意見などを聞いて、そういった中で決定をしまっているという方法でございます。こちらの方は、そんなに使われておる協議会というのは少ないというところでございます。</p> <p>最後に、C案といたしましては、その他委員さん初め、また他の協議会の例などをとり、その他の方法というふうな形で上げさせていただいております。</p> <p>こちらが選定方法というところで、大体のところはA案の公募という中で、多くの公募をとり、その中から絞り込みを図っていくというふうな形になろうかと思っております。</p> <p>それから、3点目に上げておりますのが一番大きな問題でございます。他の協議会でもよく紛糾する箇所でございます。現行のいわゆる関係する町名を使うのかどうかというところでございます。これは、2つの案だけしかございません。現行町名、いわゆる神崎町もしくは大河内町、そういった名前を選定していく中で使うのかどうか。もう一点は、全く使わないと、全く新しい名前だけを公募する際に募集していくというやり方でございます。</p> <p>こういったところの大きな骨格になる部分を今後当委員会の方で決めていただき、応募要領といいますが、公募の募集要項的なものをたたき上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>そして、2ページの方では、参考資料といたしまして国の方の一つのそれぞれの自治体の名前をつける留意事項といいますが、そういったものが5点ほどございます。</p> <p>既に全国に同一または類似の市町村が存在する場合、こういう場合では不可ですと。また、異なる表記で読み方が同じ場合は可とかというふうな、いろんな名前をつけるにも制限といいますが、そういったものがございます。当然、この神崎郡にも、例えば神崎、また市川といった形の中でいろんな類似する関係がございますし、当然近隣町との整合性といいますが、そういったものも出てまいりますので、そのあたりは今後十分に注意をする必要がございます。したがって、名前を決めるといいたしても、なかなかそういった文字一つとりましても、いろいろ難しい制限があるということでご留意をいただ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ればというふうに思います。</p> <p>それから、3ページの方で少し字が小さい部分がありましたので、縦長に大きくさせていただいておりますけれども、県内の4カ所の事例を少し掲載をさせていただきました。篠山市、こちらの方はもう既に市として動いております。それから、北但、去る4月1日に発足をいたしました養父、それから来年の3月末に市になります朝来、この4つを事例として上げさせていただいております。この中には、ほとんどが公募という形でされておりますし、また範囲もいろいろ関係住民だけ、もしくは制限なしとかされておりますし、方法、そういったものもほぼ現在使える手段といえますか、方法が使われておるのが現状でございます。そして、どの協議会もほぼその公募をする期間が約1カ月程度と、少し1カ月より長い分もございまして、約1カ月程度の期間を設けられております。その他、記載内容、応募条件、選定方法、基準、こういったものも、こういう形で今後当協議会も一つの募集要項を作っていくたとき参考としてご一読いただいて、次回よりいろんな意見をいただければなというふうに考えております。</p> <p>ある協議会では、懸賞などもつけられておりますし、こういったところもひとつ念頭に置いていただきまして、よりよい募集要項ができますように、ひとつお願いしたいと思っております。</p> <p>そして、資料の4ページ以降につきましては、これも参考資料なんですけれども、但馬の方の浜坂・温泉町の2町の合併協議会の方で新町の名称を募集されておる要領がございましたので、参考につけさせていただきます。</p> <p>1の募集範囲から11のその他事項、こういったあたりを当協議会も先ほどの先進事例を見ていただきながら、よりよい方法といえますか、そういったものを決めてまいりたいというふうに考えております。こちらの方は、次のページの5ページにございまして、一つの流れといえますか、フローチャートが掲載をされておりますけれども、浜坂・温泉の場合、これは5町で合併協議会をされておまして、途中2町、3町に分散をされておまして現在されておるところなんですけれども、昨年12月17日に協議会で募集要領を制定をされておまして、3月17日に決定をするということで、期間的にも約3カ月というふうなものを要しておりますので、こちらの方は小委員会がございませんので協議会ですべて協議をなされております。こちらの方と若干違いますのは、当協議会の方はこの小委員会の方でこういったも</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>のをある程度決めてまいるというところがございますので、参考までにおつけをさせていただいております。</p> <p>あと、6ページ、7ページでは、浜坂・温泉のそういう住民の皆さん方へのPRのチラシ、またファクス等の用紙、そういったものを参考までにつけさせていただいておりますので、こういったものを参考にしながら、今後当委員会で新町名称のさまざまな公募をかける、かけないということも含めて、一つずつ協議、検討を重ねてまいっていきたいというふうに考えておりますので、これは事務局の案という形で、漏れ落ちがあるかもわかりませんが、一応ご提案という形でさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から説明がございました。</p> <p>協議に入る冒頭に申し上げましたように、今後の検討を深めていくということでございまして、ただいまは検討の道しるべとなるべき各種資料あるいは一般的な過去の事例、こういったものを挙げていただきました。</p> <p>ただいま説明があった範囲で、皆さんの方で質問なり、あるいはご意見がありましたら、どうぞ発言してください。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ないようでございますので、ただいまの配付されております、あるいは説明された資料をもとに、皆さんの思いとラップをしていただいて、これからの検討にひとつ十分生かしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ご意見等がないようでございますので、次、移らせていただいてもよろしいですか。ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、一応6番目の項目につきましては、以上でご了解いただいたということで本日のところはこの程度にとどめときます。</p> <p>続きまして7番目、庁舎等事務所の位置について、事務局の方から……。</p> <p>はい、はい。</p>
上野（副会長）	<p>7番提案する前にちょっと提案があるわけです。</p> <p>先ほど事務局が話したけど、議会も話し合いをしとんですけど、ちょっとその確認と提案が違いますので、ちょっとよろしいですか。</p>
立石（委員長）	<p>ああ、そうですか。管理者の方から発言を求めておりますので、7</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>番目の事項に入る前に説明をいただけますか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>すいません、ちょっとややこしいこと言いまして申しわけありません。</p> <p>後から新町の事務所、庁舎の位置についてということで配付がされたというふうに思います、後から1枚。そのことについてなんですが、本日のこの資料によりますと、分庁方式の考え方が案という形で、その後ろの分庁舎の位置及び役割と機能（案）、これが神崎町案というふうに、こういうふうに資料が出されているんですが、私が事前に確認しとったのは、まず後から配付をされた新町の事務所の位置についてということで、いわゆる本庁方式、分庁方式、総合支所方式ありますよという一般的な今後の庁舎のあり方の問題をやって、その後で分庁方式についても、これについては神崎町案として提案をされるについては、時間的な問題もあるんで結構かなというふうに申し上げとんです。といいますのは、私自身がこのいわゆる神崎町さんが提案をされております分庁方式については同意もいたしておりませんので、それを事務局案として提案をされるということについてはどうかなというふうに思います。ただ、神崎町さんが言われることを議論の場に出なかったら議論のしようがありませんので、神崎町案として提案をしていただくんについては結構ですよというふうに申し上げとったもんですから、ちょっと事前にそれだけお願いをいたします。</p>
立石（委員長）	<p>ただいま副管理者の方から説明がございました。ちょっと委員の皆さんにはどうということなのか私自身を含めて理解しがたい部分があるんですが、そういった前置きのもとに、事務局の方から現状について本日の提案説明をしていただきたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>事務局。</p> <p>ご説明申し上げます。</p> <p>まず、冒頭に管理者の大河内町長の方から申し上げました資料の、少し不備がございまして、コピーを1枚つけさせていただいておりますものを先に見ていただければというふうに思います。</p> <p>一番大きな問題になってまいります新町の名称並びに庁舎の問題、この中でも特に庁舎、これらの位置、そういったものについての協議が今後重要なポイントになってまいると思います。そういった中で、去る4月2日、それと4月9日に両町長、議長等々、幹部集まっていたいただきまして、これらの事前の両町長間の協議といいますか、話し合いの場を少し持たせていただきました。そういった中で、若干大河</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>内、神崎それぞれ、先ほど大河内町長の方から申しあげましたようなお話がございましたので、資料として幾分不備があった点、おわび申し上げたいというふうに思います。</p> <p>それではまず、新町の事務所、いわゆる庁舎の位置についてという後からお配りしたペーパーの方なんですけれども、まず庁舎の位置につきましても、これは地方自治法という法律で決まっております、条例で定めるようになってございます。これも当然合併をいたしますと、現在の神崎町、大河内町というそれぞれ独立した法人格が消滅をいたします。そして、新しい町が建設をされるという中で、新しい庁舎の位置といったものが出てまいりますので、先ほどの名称と同様に、こういったものが発生してくるところでございます。したがって、こういったものも新町の、一応合併までにきちり本庁なり支所、分庁、そういったものも決めておく必要があるというところでございます。</p> <p>そして2点目に、庁舎の位置の選定基準というところで4つほど上げさせていただいております。</p> <p>まず、本庁舎、それから支所等のあり方を含めた行政機能としての一体性、それから既存の建物の規模、耐用度、機能、そういったものを生かした効率的な活用、3点目に新町建設計画と整合した長期的な展望、4点目にその他総合的な判断ということで、こういったものを庁舎の位置の一つの選定基準にしていまして、本庁舎をどこにするのか、そういったこともきちりと当委員会の方で決めてまいることが必要になるかと思っております。</p> <p>こういったことを中心にしながら、3の検討課題の方で庁舎の方式並びに機能という問題で、現在全国で行われております方式には、大体この3つのパターンがあるというふうに見ております。</p> <p>まず1点が、本庁方式というふうなことが言われております。この本庁方式と申しますのは、そちらに書かせていただいておりますように、本庁舎に行政機能、いわゆる役場の大半の機能、いわゆる仕事ですね、そういったものを集約し、残りの庁舎、いわゆる関係する市町村の庁舎については支所業務とするということが1点言われております。</p> <p>それから、本庁舎、「者」という字をちょっと訂正をさせていただいておりますけれども、こちらの方にいわゆる役場の仕事の大部分を集めまして、残りの庁舎を出張所の業務とすると、出張所業務とするということがございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>もう一点が、本庁舎にそういった役場の仕事のすべてを集めまして、支所なり出張所は置かないという方式が、いわゆる本庁方式というふうに言われております。</p> <p>現在、神崎町の現状で見えますと、神崎町は町内に支所はございません。ですから、全くの純粋な本庁方式という形になっております。一方、大河内の方は、長谷の方に長谷支所という、もう本当に窓口、出納の一部といった形の支所業務を置いた支所を持っております。したがって、両町とも本庁方式という現状だというふうにご理解をいただければなというふうに思います。</p> <p>それから2点目に、方式といたしまして分庁方式というものが上げられます。これは、いわゆる関係する市町村の役場の中において、大部分を一つのところに集めますけれども、すべて入り切らないとか、また何かいろんな関係で特定の業務を一部違う庁舎に回すというふうなやり方、こういったものを分庁方式というふうに言われております。</p> <p>4月1日に市になりました養父市、こちらの方は4町で合併をされております。その中で、本庁を八鹿町の役場を市役所と、市役所の本庁業務とし、養父の庁舎を分庁といいますか、産業振興とかそういった一部の特定する業務の中心を養父の役場の方に持ってっております。そして、関宮、大屋の旧の役場を支所という形で地域局というふうな名前をつけられて現在運営されとるというふうな形が一つの分庁方式というふうにご理解をいただければなというふうに思います。</p> <p>それから3点目に、総合支所方式といいまして、管理部門や事務部門のみを一つの場所に集めまして、それ以外のものは旧町のそれぞれの庁舎で残すというふうなやり方が総合支所方式というふうに言われております。</p> <p>したがって、庁舎の方式、機能につきましては、この3通りが現状では考えられるというところがございます。</p> <p>そして2点目に、庁舎の施設についてですけれども、これも2通りございます。1つが、既存施設の利用。現状のまま利用するのか、またその施設を増改築やるのかという問題、そしてもう一点は全く更地に新しい庁舎を建設するのか、こういったところがございます。そのあたりもひとつご念頭に置いていただきたいというふうに考えております。</p> <p>そういった中で、次の資料の方に入らせていただきたいというふうに思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>こちらの方は、4月2日、9日に協議をしてまいりましたときの資料でございます、先ほど大河内町長の方からご説明があったということも含んでいただいて、ひとつお聞きいただければというふうに思っています。</p> <p>分庁方式の考え方(案)ということで、現在の大河内町の庁舎を本庁舎とし、大部分の行政機能を集約します。いわゆる集めますというところでございます。その中には、管理的業務、いわゆる本庁、中央公民館、長谷支所、こういったものが含まれてこようかと思えます。</p> <p>一方、特定の業務ということで分庁舎を神崎町に新設をするということでございます。その特別な業務と申しますか、それにつきましては2点でございます。</p> <p>まず、このK-netの局舎、これはいわゆる神崎町の情報基盤の中心地でございますので、そういったものをこちらの方でということでございます。もう一点が分庁舎という、規模的な問題とかそういったものは別にいたしまして、いわゆる神崎町に病院がございますので、将来展望を見据えて保健・医療・福祉、そういったものの拠点として分庁舎にそういった機能を持ちたいというところでございます。</p> <p>そして、その分庁舎の役割、機能は、そこに書かせていただくとするような状況でございます、位置につきましてはこのケーブル局舎の前でございます、現在森林組合の製材所がある部分、9,705平米の町有地を持っておられますので、そちらの方を考えておられるというところでございます。</p> <p>全然、基本的に機能とかそういったものが大きく見えませんので、面積的なもの、また建物の構造、そういったものはあくまでも空想という形でそこに書かれておるような状況でございます。</p> <p>これらを踏まえながら、2ページをおめくりいただきたいと思えます。</p> <p>こちらの方が、分庁舎の位置及び役割と機能(案)ということで神崎町の方からご提案をされた案ということでございます。</p> <p>まず1点目が、分庁舎の位置の考え方ということで、分庁舎の位置につきましては、神崎中学校グラウンド南で神崎町が既に先行取得をされております町有地約1万平方メートルを予定するということでございます。この土地は、ケーブルテレビネットワーク局舎に隣接をいたしておりまして、神崎町域の南西部に位置をしており、幹線町道に面して大河内町とも至近距離にあるというところでございます。</p> <p>そして、神崎総合病院から約400メートルということで、保健・</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>医療・福祉といった一体性の機能を持つためには、やはり同じ場所がいいんですけども、やはり現状の神崎病院周辺ではそういったものがかなり厳しいという部分がございますので、そちらの方から医師を初め専門職を派遣することがこちらの方にしましても容易になるというところがございます。</p> <p>そして、この分庁舎の位置につきましては、新しい町が合併をした場合には、ほぼ中央部に位置をしておるといところでございます。また国道312号線、播但ハイウェイにも近く隣接をしておるといところでございます。そして、将来的に3町、4町合併、また姫路を中心とした大規模合併の、そういった構想の展望があるという形になった場合に、いわゆる北部の地域住民の保健・医療・福祉分野の安心できる拠点で存続できるというところから、分庁舎の位置の考え方をっておられる状況でございます。</p> <p>そして2点目に、その役割と機能ですけれども、先ほど申し上げましたように、公立神崎総合病院を核といたしまして、保健・医療・福祉の一元的・一体的なサービスが提供できる新町の新しい保健福祉の拠点施設とするというところでございます。当然、保健・医療・福祉といいましても、そこに掲げておりますようにたくさんの分野がございます。健康づくりを中心としたもの、また福祉を中心とした社会福祉協議会、また医療というふうな部分でたくさんございますので、そういったものを一堂に会して、いわゆる地域に出ていく出前サービスの活動の拠点にしたいというところでございます。</p> <p>一方また、これからの情報化時代には、当然現在のケーブルテレビというものを活用いたしまして、モニター的な中で指導、助言、アドバイス、そういったものをしていけるという部分での拠点も機能として持っておられるところでございます。</p> <p>そして一方、大河内町の保健福祉センターということで3ページに上げておりますけれども、こちらの方では、保健福祉事業、いわゆる現状の各種のサービスの窓口業務、一例を挙げますと、介護保険のそういう認定申請事務、障害者手帳の申請関係、そういったもの、また保健という部門で予防接種、健康教育、生きがい対策、母子保健、こういった事業を中心にやるというところでございます。</p> <p>そして、保健福祉センターを地域型の在宅介護支援センターというふうな位置づけをし、サービス内容、業務は分庁舎に持ちます神崎町と同様のものを置くというふうなところでございます。</p> <p>そして、少し飛びますけれども、4ページの方に行っていたきた</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>いと思います。</p> <p>上の方から2つ目、ケアステーションかんざきが1つ目でございます。2つ目に、社会福祉協議会が両町に法人格を有して持っております。この社会福祉協議会につきましても、社会福祉法という法律がございます、それぞれの市町村には1つの社会福祉協議会というふうなことが言われております。したがって、両町が合併をいたしますと1つの社会福祉協議会というものになりますので、去る4月8日に両町社会福祉協議会の合併協議会というものが立ち上がりまして、社会福祉協議会のそういう合併をにらんだ検討がこの当協議会と同様に行われておるということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それから3点目に、その分庁舎の中に、いわゆる一般の通常のサービスができる支所機能ということで、住民票、印鑑証明、戸籍、そういった各種の証明事務ができる機能、それと納税、手数料等のいわゆる出納関係の事務ができる機能、そういったものを持つものを分庁舎に入れたいというところでございます。</p> <p>そして4点目に、その他といたしまして3点。シルバー人材センター、これは両町とも中播広域シルバー人材センターの支所といたしまして現在両町に設置をされておりますが、そういったものを入れたい。また一方、神崎郡5町で介護保険の認定審査会、こういったものがございまして、その事務局を置きたい。最後に、その分庁舎周辺の公園化というふうなことが神崎町案として持っておられます。</p> <p>続きまして、関連をいたしますので資料5ページの方はこういう庁舎のいわゆる問題、いわゆる事務所というものの設置、またそれらを変更する場合の根拠の法令条文でございまして、こちらの方、また見ていただければというふうに思っています。</p> <p>こちらの方で5ページの方で、下の方で（通知）とございます。支所と称するのはどういうものかというところございまして、そちらの方にちょっと凡例がございますけれども、支所と称するのは市区町村内の特例区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味しておりますよと、土木、勧業、この勧業と申しますのは産業の振興、そういったものをうたっておるんですけれども、そういったその他特例の事務のみを分掌させる事務所は、法に言ういわゆる支所ではありませんよということでございます。</p> <p>そして、その下の（実例）を見ていただきますと、支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>廃せず支所とする場合等であり、その組織は、相当の職員が常時勤務することを要件とするというふうな一つの例示がございますので、支所とはどういうふうな位置づけがあるのかということも、ひとつこちらの方からお読みいただければどうかなというふうに思っております。</p> <p>そして、6ページの方を見ていただきたいと思います。こちらの方は、現状の神崎町・大河内町の現庁舎の概要でございます。こちらの方ににつきましては、少し資料が飛んで申しわけないんですけども、後ろの方に両町の庁舎の写真をつけております。後ろ3枚なんですけれども、まず後ろから3枚目に大河内町の役場、上から、航空写真からお撮りしたものと、それから正面から撮ったもの、平成7年1月12日に竣工いたしまして現状に至っておりますけれども、庁舎、公民館、こういうものを持っております。そして、これには載っておりませんが、現在協議会を開催させていただいております保健福祉センターを附帯的にこちらの方に有しておるとい施設概要でございます。庁舎できまして丸9年経過をいたしております。</p> <p>そして、次のページが神崎町の庁舎ということでございます。少し写真が小さくて見にくくて恐縮なんですけれども、神崎町の役場は昭和35年、今から数えますと44年前に竣工をされております。そして、昭和44年に3階部分を増築され現状に至っておるとい状況でございます。</p> <p>右側の方には、公立神崎総合病院の北側部門から撮りました写真でございまして、こういう状況になってございます。</p> <p>そして一番最後は、これも少し見にくいかわかりませんが、このケーブルネット局舎の周辺ということで、この前の神崎町が先行取得をして持っておられる用地でございます。約1万平米でございます。町有地でございます。</p> <p>以上、これらを見ていただきながら、先ほどの6ページにお戻りいただきまして、現状の状況比較をさせていただいております。施設構造、面積、敷地面積、駐車場の可能台数、そして付随する公共的な施設の主なものをそういう形で掲載をさせていただいておりますので、またこの辺もひとつ頭に置いていただいて、今後の庁舎等の検討の材料にしていいただければというふうに思います。</p> <p>そして、7ページの方では、少し字が小さくて大変恐縮なんですけれども、神崎町・大河内町の現在の職員の配置状況をまとめたものでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>右側隅の合計という欄の一番下を見ていただきますと、神崎町、大河内町、正規の職員、それから技能労務職、嘱託、臨時職員の方、合計合わせまして1万三千数百人の町でございます。仮に合併いたしましても267名、今現在では両町それぞれに267名という職員を初めとする人間が働いてございます。これらが当然合併ということになりますと、1万三千数百人の人口規模の類似をする同じような町の定員というものに合わせていく必要が出てまいることも、これからの大きな検討課題の一つになるかと思えます。両町合わせまして267名という者が働いておるということをひとつご理解いただければと思えます。</p> <p>それから、8ページでは、先ほど申し上げました、これも参考資料という形で本庁方式、分庁方式、総合支所方式、こちらの方の概要、そしてそれらをした場合のメリット、デメリット、よい点、悪い点、そういったものが上げられてございます。これは、一つのあくまでも参考事例でございますので、こういったものが神崎、大河内に該当するしないという部分はそれぞれにありますので、これはひとつ参考資料という形で見ていただければいいかと思えます。</p> <p>こちらの方に、先ほど言いました、一番下の方に支所と出張所という区分を少し書かせていただいておりますけれども、支所と申しますのは相当の職員が常時勤務をする事務所のことを言っております。それから、出張所とは、住民の皆さん方の利便性を考え、本庁舎まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するための庁舎といえますか、事務所のことを申しておりますので、その辺も支所もしくは出張所というご理解はこういうふうにとっていただければどうかというふうに思います。</p> <p>それから、9ページの方では、これは他の合併をされたり今後される方式といえますか、そちらの方を参考までにつけさせていただきます。</p> <p>下から3つが、いわゆる兵庫県内の状況でございます。</p> <p>下から3番目の朝来郡合併協議会、こちらの方、合併の年月日が16年3月と入っております、少し古い資料なんですけれども、17年3月31日が合併の期日という形で上がってございます。生野町、和田山町、山東町、朝来町の4町が合併をされて朝来市になるわけなんですけれども、こちらの方は、旧の和田山町役場を当分の間、本庁舎として使われるようでございます。そして、旧のそれぞれの役場は支所として使い、その名称を庁舎と呼ぶようにされておるそうござ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>います。そして、新しい市の庁舎ですけれども、合併特例債を使いまして、できるだけ早期に建設をされるというところでございます、建設の位置については国道312号線沿いに基本的に考えるという状況でございます。</p> <p>その下が、先ほど言いました養父郡4町の状況でございます。</p> <p>そして、一番下が豊岡市を中心とする北但合併協議会の状況でございます。こちらの方は、旧の豊岡市役所を本庁舎として使いまして、各五つの旧の役場については、支所を置きますけれども、当分の間は先ほどございました総合支所と、支所方式をとるという形にされております。そして、こちらの方も新庁舎を合併特例債の適用期限内に建設をするというふうにされてございます。そして、その支所の機能については、新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所機能にするというところで、詳細はわかりませんが、県内の先進的な事例としては、この3つが挙げられるというところでございます。</p> <p>大変長々とわかりにくい説明をいたしましたけれども、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ここで皆さんにお諮りをいたします。</p> <p>開会しましてから約1時間経過をいたしました。ただいまからこの室内の時計で45分まで、約10分間休憩したいと思います、ご異議ございませんか。</p>
立石（委員長）	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、暫時休憩に入ります。</p> <p>午後2時36分 休憩</p> <p>午後2時46分 再開</p>
立石（委員長）	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>先ほど庁舎、事務所位置の件について事務局から説明がございました。この協議事項につきましては、いろいろと深い検討内容を含んでおります。本日説明のあった範囲で皆さんの中で質問等がございましたら、遠慮なしに言うてください。</p>
松原委員	<p>どうぞ、松原委員。</p> <p>神崎町の松原です。</p> <p>先ほど一番初めに話がありましたように、4月2日と4月9日、両町長あるいは議長さん、幹部さんの話ということで、この新庁舎につきまして話があったようなので、先ほど大河内の町長さんがお話しになりましたように、神崎町案ということで先ほど、ここにも出ておる</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>立石（委員長） 上野（副会長）</p>	<p>んですけど、その話がお互いに合意にならなんだような感じがするんですけども、大河内の方の案というのは別にはないんですか。</p> <p>はい。</p> <p>これ私の思いということで聞いていただきたいんですけども、神崎町さんについては病院を中心に3 1 2号線沿いのにぎわい方というのは今後も続くであろうというふうに思うんです。それに比較して、人口も8,000、5,000という違いがあって、大河内町についてはなかなかそういうふうな地域振興につながるような基幹となるものが、神崎町さんと比較すれば少ないだろうというふうに思うわけです。その中で、均衡ある新町の発展ということを考えて場合に、何も大河内だけに、官庁機能を大河内に持つてくることによってそこから辺がフォローできるのではないかなというふうに思うんです。ですから、あくまでも私の一番問題意識は、北部の一番小さな過疎の町である、そこが一番の問題意識ですので、そういうことを考えていただきたい、そういうことです。</p> <p>それで、当然のことながら本来大河内の庁舎が、あのような立派な庁舎がなかったら、恐らくここに提案をされている場所あたりに新しい新町の庁舎建設になるというふうには思うわけです。ところが、その中で大河内に庁舎があることによって、あれを使わん手はないということで、結局足して2で割ったような格好に結果的にはなってると思う。そういう意味で、行政効率ということも含めて考えたら、それもどうなんだろうなという疑問符は正直つくというふうに思います。</p> <p>それからもう一点、今日の資料の中には出てないんですけど、この機能分担の中でどのぐらいの必要面積が要るんやろうなというふうな話を伺いましたら、大体1,500平米ぐらいの平屋のバリアフリーの建物ぐらいをイメージをしてるということでした。そして、そのあたりを、いわゆる健康公園として建設をされる、それも当然神崎町さんとすれば、人口の多い神崎町ですから、当然本庁舎が大河内に行っても、それに等しいぐらいの分庁舎が欲しいということも当然理解ができるわけですけども、ただそれが立派なものが1,500平米で平屋建てで、なおかつ健康公園というような立派なものができたら、神崎町さんは、なるほど、新町建設ですばらしい核になるような分庁舎ができたなということになるやろうと思うんです。ところが、大河内からとったら、別に庁舎は前からあるもんですし、新町建設で、住民から見た目の映り方ですね。客観的なそのとらまえ方じゃなくて、住民から見た目の映り方というのはどういうふうになるのかなというふう</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	に考えたときに、なかなか理解が難しいだろうなというふうに、そういうふうに思うわけです。
松原委員	<p>よろしいですか。</p> <p>気持ちはわかりますけども、その辺をやはりよう話しながら・・・、偏り過ぎたような感じは確かに受けたりはしますけどね。</p>
立石（委員長）	<p>ほかにご意見、質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
松原委員	じゃあ、続いてうちの町長の考えもちょっと聞きたいんですが。
立石（委員長）	町長、じゃあ。
足立（会長）	<p>余りこれ対抗ということではなくて、私の行政に対する思いから出発させていただきますと、私、ご承知のとおり、昭和62年から6年間病院の事務長をさせていただきまして、その間で私が最も必要だというのは、この病院を核とした保健・医療・福祉の連携による行政施策だということで、病院の6年間中に何をしたかといいますと、まずソーシャルワーカーですね。病院では医者による病気の治療とあわせて心の治療ですね、この必要性、それからリハビリテーションの拡充、これはCP、OT、PT、いわゆるST、言語療法ですね。これは、いわゆる脳卒中等で復帰、言葉が、物が言いにくい人をアドバイスして復帰する。あるいはまた自閉等で言葉が出にくい子供の言語療法をするということなんですね。これは、1つは拠点的にやるということも大事なんですけど、その次に目指したように、いわゆる訪問看護ステーションの設備、これは在宅ケアを中心に考えたわけでありまして、6年間で特に院長とともに考えたのは出ていく医療ということでありまして、この機能をやはり行政に持っていかないかということで、平成5年に、保健・医療・福祉を拠点とした、連携とした福祉をやるということで、私が町長に立候補して以来10年続いているわけでありまして、多分このことを町民の皆さん方が評価していただいて、我が町の今の行政があると、私は、実はこれを自負しております。</p> <p>このことをやっぱし大河内町にも発展させていくということになれば、それは現在では川上とか、あるいはまた上小田とか長谷とか、そういう僻地がございます。こういったところに十分ケアできる体制を整えることができるんじゃないかなということを思っておるわけです。</p> <p>これは、一部では、いわゆる病院の医療、経営を助けるためにそういった保健・医療・福祉の連携施策を神崎町が講じるという見方があるわけですが、これは全く逆でありまして、そしたらなぜソーシャ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ルワーカーを置くとか、あるいはまた余りもうけの少ない、多くない、リハビリテーションの職員をあれだけ15人も置くとか、あるいはまた小児療育をなぜやるとか、これはいつにかかってやはり地域福祉に役立てるということを主目的にして、それを拡大してきたということで、現在もリハビリテーションも含めた訪問看護ステーション、これは病院の機能を活用いたしております。</p> <p>これは、訪問看護ステーションだけあってもあかんわけで、ちょうど社会福祉協議会が生活ケアをやっておりますんで、これとジョイントして在宅でケアすることによって、生活介護と医療介護、それから介護、介護という3つが一緒に仕事ができるというような大きなメリットを引き出すことができる。ところが、これが事務所が別々であれば、別々に在宅介護をするということになりますから連携が取れない。1カ所でやれば十分その辺を打ち合わせて一挙に一緒に行けるといふことの大きなメリットがあるんで、これはすべての行政に言えるわけでありまして、こういう連携を取るための拠点というのは当然必要でありますし、今神崎郡内に拠点拡大をしておりますけれども、これは一つは介護保険の認定事務であります、これもなかなか神崎郡一本ではなかなかできなかったのでありますけれども、大変苦勞をいたしまして、あそこまでこぎつけたという問題があるんです。</p> <p>いろいろ見方があるようでありますけれども、私は少なくとも、病院を逆に活用しながらこの地域福祉を考える、そのためにはそういったものが必要ではないだろうか。</p> <p>それと、やはり一番サービスのしやすいというんですか、住民から見れば多くの方が利用しやすい場所に拠点を置いて、そしてそれを出前していくということが理想の方式ではないかなというふうに私は考えておりますし、事実、この合併に向かっては、19集落を回らせていただいたときにこのことを申し上げてきておりますので、何とかそういった形でお願いしたい。</p> <p>なお、非常に財政厳しいときでございますので、私は特例債も発行していただかなくてはならないわけでありまして、できるだけ正規の補助事業を確保して、その上に特例債を乗せていただくということになれば、余り多くの特例債を活用することがないんじゃないだろうか、このように思っております。</p> <p>幸い、ここの場所は用地を購入をいたしておりますから、そういったことを考えますと、新たな施策、例えばケーブルネットワークによる在宅ケアとの関連の問題とか、そういった新しい手法も取り入れな</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>がら、将来の少子・高齢化に向かうケアのことも考えて施策をやるようなものが、これからまた必要ではないかなというふうな思いもございまして、上野町長さんがおっしゃることもよくわかるんでありますけども、しかし本庁機能は、教育委員会を含めましてほとんどの職員が大河内にお世話になるわけでありまして、区長会にしても消防にしても、あるいはまた婦人団体にしても、やはり大河内町の公民館を活用させていただく場合が非常に多くなってくるとは思いますが、そういうふうな思いもございまして、そういう状況が想定されますので、現状よりも悪くなるということは私は考えられないと思うんですけど、またそういったことがあってはならない、そういうふうな思いもございまして、</p> <p>ほかに。</p> <p>はい、藤原委員。</p>
藤原委員	<p>ちょっとうちの町長、議長に質問したいんですけど、今、神崎町さんをご提案されたことについて、例えばそれが実現するとして、大河内町の住民を説得する自身がごさいますか。</p>
上野（副会長）	<p>私自身非常にこの問題はやっぱり難しいと思うんです。最初はいろんなところで、前の藤田町長の時代からですけども、本庁舎を大河内にとすることで、皆さん、まあそれやったらまあええじゃないかというふうな意見があったというふうな思うんです。ところが、ずっと今回提案を受けたら、分庁舎といいながら、いわゆる住民生活に直結した部分、かなりの部分ですね、福祉の部門がこの分庁舎ということになると。もちろん出前サービスをされるということで、その点のフォローも考えていただいたとは思いますが、そういうふうになるというふうな思うんです。</p> <p>それからもう一つは、恐らくこの合併を前提に考えていけば、そんなに遠くないところに福崎、市川含めた合併とか、あるいは姫路市のいわゆる中播磨県民局単位の合併ということが当然出てくるやろうと思うんです。そのときには本庁舎は当然なくなりますから、ほな結局、近い、今は本庁舎やと言うて、万歳、万歳ということにはならへんのん違うかなというふうな、そこまで思うんです。</p>
藤原委員	<p>何年、2町合併が仮に実現して、何年それが持つか。恐らく県にしても国にしても、2町合併歓迎しないと思う。市川だけ単独でほっとく、そんなことはあり得ない。だから、30年の間にまた合併しなきゃならない。それまでは大河内の庁舎を利用すると。今度大きな合併になってきたら当然庁舎はなくなる。そういう思いを町長が言っていたように。神崎町は病院があって神崎住民の核となるものがあるが大</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>立石（委員長）</p> <p>小寺委員</p>	<p>河内町は何を核にするのか山の上の発電所では核にはならへんと思うし、そういうことも含めて住民に理解を得ようと思うと、町長、議長大分えらいで、それ、よう考えてじっくり説明せんと理解できる人は少ない。今、言うたように合併したら庁舎うちにおいてください、そんならええやないか、そんなら合併してもええ。初めはそやった。今だんだんそうでなくなると、それがわしは一番心配やと。昔は駅があつたら発展しよったけど、今はそうやない、今は道路や。</p> <p>ほかにご意見。</p> <p>小寺委員。</p> <p>今議長の意見ということでもありますので、大河内の議長の私から。私の考え方は、初めに大河内、神崎の合併という問題が出てきたときに、初めに聞いたのは庁舎は大河内へ持っていきましょうという話やったんやけど、そらありがたいこっちゃと、とりあえず大河内、神崎が合併という問題に入ったときに、とりあえず庁舎については私とこに持っていってもらわないと、人口的な比率からいっても、私とこは今、もちろん庁舎自身も新しいということもありますし、それから保健センターについても平成12年に建設をして、まだ使い始めたばかりということもある。そこらもあるし、それから住民感情として、大河内と神崎が合併したときに特に上小田とか川上が過疎になるという考え方があったんですね。その場合に、その方々を説得するのに、大河内に庁舎が来るんやから、庁舎が大河内にそのままあるんであれば過疎にはなりませんよ、一緒ですやない。だから、合併を考えても、ある程度は納得できるんじゃないかというように私は説明をしてきました。</p> <p>その中で、神崎の町長が、分庁方式という話になるんですけども、私自身も、まさかこの分庁方式の中身というのが、この福祉関係ほとんど全体ですから、特に管理関係については本庁舎になっても、管理でない住民に密接な関係をしとる部分は、全部福祉部分で神崎に、それも新しく建てて、神崎さんに持っていくとなると、ちょっとなかなか私とこの住民を納得するというのは非常に難しいんじゃないかと思うんですね。</p> <p>その中身の中で、特にこの前の町長、議長を中心とした中身の中でも私も言わせてもらったんやけども、特に福祉関係の住民に密接に、あのものが全部今のところ分庁舎に行つてまうから、そこらについては非常に難しい面があるんじゃないですかという話はしました。それで、本日4月14日に小委員会があるんですよと、その中で議案とし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>立石（委員長） 藤原委員</p>	<p>て出すものという話があったときに、これをもし出してんやったら、私たちはこの案としてはとてもやないが今のところはよう納得しませんよと。とにかく出してんやったら、案の一番初めに、これは神崎町さんが今考えとっての案ですよというのを、見るとこのページの1ページですね、これ2ページに神崎町案と書いてあるんやけども、1ページの冒頭に神崎町案として書いてもらわんと、このまま小委員会に出されると、私たちがある程度事前に話をした段階でオーケーをしたんと違いますよということになりますんで、それはかたく神崎町案として書いてくださいというふうに言うて、一応本日の会議にこれを出していただくのは、事務局さんも何か出さなしょうがない言うてやから、ただこれは一つの案として出してはるんであって、最終的にはこれは小委員会の中で本庁方式がええのか、本庁と分庁でそれがいいのか、また本庁支所がいいのか、それもひっくるめたものを、やはり新しいこの小委員会の中で、私は、検討してもらった中で、皆さんが納得をされた中で、本庁と分庁がよろしいと言われれば、そうすると本庁に何で分庁に何という、そこらにやっぱり突っ込んでいかんことには、初めからこれをたたき台にしてというのは、ちょっと困りますということは、こないだの4月9日の町長、議長出席した中での会議の中で私は発言をさせていただいたことで。</p> <p>以上です。</p> <p>ほか、ありましたら。</p> <p>そうしてみたらね、うちの町長が冒頭で言うたやろ。それで、あ、それでわかったけれども、今議長が言うように、あのままずっと会議進められたら、何か町長、議長は我々に内緒というわけやないけど、先走って了解したけえこれが出たんかなというふうに私は初め考えた。ところが、町長が言うたから、ああ、なるほど、違うとったんやなということがわかったけども。今後そういうことのないようにしてもらわんと、どっちがほんまやわからんようになってしまったら困る。そやけど、今、何回も言うようなけども、これ、うち説得するについては、いろいろの説得の仕方があるやろうし、工夫もあるやろうけども、よっぽど町長ふんどし締めてもらわんと、これはあかんと思う、はっきり言うて。</p>
<p>立石（委員長） 足立委員</p>	<p>どうぞ、足立委員さん。</p> <p>今2町の話ですけど、将来的な話もされておられましたね。姫路市と一緒になるとかというふうなこれから先のこと。まだわかりませんがね。ただ、もしそうなったときには、今、足立町長が言われてる</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>ような施設がこの近くにあれば、そのときにはもう神崎も大河内も大変ありがたいんじゃないかなと僕は思うんです。それとまた、大河内の町長に1つお聞きしたいんですけど、何方式をお望みですか、この3つの中で。</p> <p>当然大きな広域の合併になったときに、神崎町長さんが言われるように、いわゆる北の神崎、大河内における拠点というようなことで、こういうふうな保健・福祉・医療を中心としたそういう施設というのは、当然必要やというふうには思うわけです。そういうので考えたら、今の場所に、人口比率とか人口密集度からだけ考えたらそうだろうというふうに思うんです。当面は今思われとるこの位置ぐらいになるのは客観的やというふうに思うんです。そのときに、最初にも言いましたように、例えば今出発点でやったら本庁が大河内にあって分庁舎がここに残ったという形で、まあええ、残るわという話になりますけども、それを考えたとき、本庁舎の大河内の庁舎がなくなってしまうということになるんならば、余計、最初に言いましたように官庁機能はすべて大河内に持ってくるんや、病院といわゆる保健センター的な分庁舎が400メートル離れるわけですから、それがもう2キロほど大河内に行ったさかいにいうて、そう変わらないと思うんですね。今の、いわゆる健康増進センターというんですかね、病院の中にある、それと400メートル離れるわけですから、そういう理屈でいけば大河内にあってもええんちゃうかなというふうに思うわけです。そのときに、将来的にも含めて均衡ある発展ということのを頭に置くならば、私はそういう、数字だけで言うたら8,000と5,000ですから違うと言われたらそうかもしれんけども、将来的なものを見て大河内のことも考えていただけるんやったら、そういうふうなことも考えていただいたらいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。</p>
足立委員	最後の質問には。
上野（副会長）	<p>ですから、官庁機能をすべて大河内に持っていくということは本庁方式ということです。もちろん、支所とかそういうのは必要になってくると思いますけど。ただ、この機能分担は、もう本当に、どっちが本庁がわからへんぐらいの業務分担だけの話であって、機能的にはほぼ半分半分やと思いますわ、多分ね。</p>
立石（委員長）	ほかにご意見、質問ございませんか。
	どうぞ。はい、竹國委員さん。
竹國委員	<p>よろしいでしょうか、神崎町の竹國なんですが、神崎町も大河内町も医療に関しては総合病院を利用している人は多いと思うんです。で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>すから、どこに拠点があるということがいろいろ今問題になってるようなんですが、既に総合病院がここにあるという利点がありますので、大河内町にそういうセンターが行っても、神崎町のここに新しく建つということもあるんですが、住民の皆さんは、合併しましたら大河内町には上小田もあるかわりにも、神崎町には新田にもあると、同じような条件のところがたくさんあると思います。だから、住民の人が、大河内町の人が総合病院へ行かれても、そして神崎町の人が総合病院へ行かれても、一番便利なところはどこであろうか、そこが私は大切じゃないかなと思います。町民から見てです。</p> <p>ほかにご意見等ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
小寺委員	<p>今日初めに聞いたのは、ある程度の説明だけということを知ったんですね。そやないと、この前の議題は、新町名称の検討についてもの説明があったんですね。それについては何ら質問も何にもなしでそのまますんと来てもうとんですね。それで、今度の庁舎の事務所の位置について、一応これが出てきたけども、これについては、一応説明だけということじゃないんですかな。これについて、冒頭からいろいろ意見で検討ということになってくると、この小委員会のやり方ですね、法定協議会にした一応提案方式、それから次に討議をしていって、それで結論が出ない場合は継続という格好になってくるんやけども、そうするとこの小委員会のやり方ですね。出てきたときに質問して、こうやってやるのか、そこらについてやっぱりある程度一つのルールづけをしとかんとという気がするんですね。</p>
立石（委員長）	<p>確かにそういう思いがあると、いや実は初めにお断りしておりますように、今日の説明の範囲でということで、とっかかりの質問というんかご意見の中で、やっぱり今日の議事をぶつけ方に若干の皆さんに思いがあったようですから、そのことだけ、この話の入り口、切り口の部分だけに、ちょっと皆さんのご意見を賜つとかんと、後々誤解を受けるというおそれがありましたんで、その部分について皆さんのご意見を伺ったということでございまして、話の内容が途中からかなり小委員会で本格的に検討すべき事項にも及んでまいりましたんで、今日のところは私としましても、この辺で切り上げて、今あったやりとりを参考にしながら、さらに皆さんの思いとラップをしていただいた中で、今後の小委員会で活発なご議論、結論に結びつくような道筋をつけていただきたいなと、こういうふうに考えております。</p> <p>まだまだご意見があるようでございますけれども、委員長といたし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まして、私の方から1点だけ、事務局並びに管理者の方にお尋ねをしておきたいがございます。</p> <p>と申しますのは、本日記られましたこの資料についての確認でございますが、新町の事務所の位置についてという1枚物が配られました。それと分庁方式の考え方(案)というものが配られました。前段の1枚物の中には、検討課題ということで方式にはいろいろこういうことがありますよと、こういう方法がありますよという説明が書いてあるわけですね。今後これを検討していただくというのが第一命題でございます。私が聞きたいのは、こういう提案のあり方、そして分庁方式の考え方というものが具体的に出てきたということは、恐らく両町の理事者間ですり合わせが終わって出てきてしかるべき話だという思いが皆委員もしとりましたんで、そのことがとっぱなからちょっとおかしいなということになったんだろうと思いますんで、会長、事前のすり合わせが十分できておったんか、その点だけちょっと明確にしてください。</p>
藤原委員	場所はまだ決まっとんやろう、場所は。
立石(委員長)	いやいや、それはまだ今後の課題というふうに、今あくまでも… …。
藤原委員	いや、ちょっと資料見たら、そのために神崎町は土地を取得してんでしょ、土地を。そやろ。そう違うんか。
立石(委員長)	いや、藤原委員、ちょっと待ってな。
藤原委員	ちょっと待って。そこに決まっとんやろ。決まっとんやったら検討する必要ない。
立石(委員長)	いやいや、それは、当委員会ではまだそれが承認したもんでも、そこでよろしいという結論出てません。
藤原委員	そしたらあかんと言えば場所替えるん?
立石(委員長)	それは、今後の成り行きに……。
藤原委員	いやいや、それは。
立石(委員長)	いやいや、それでね……。
藤原委員	そんなもん言わんかって、とうから我々聞いとる。
立石(委員長)	客観的にはそうですが、ちょっと神崎町長、ちょっと。
藤原委員	いやいや、もう説明よろしい。
足立(会長)	いやいや、そういうことでなしに、議長からお尋ねでございますから。
	こないだこの件につきましてお話し合いをさせていただいたんでありますけれども、先ほど上野町長ご発言にありましたように、結論に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
藤原委員	<p>は達しておりません。しかしながら、何か資料を出すということで、今回については私の方の提案させていただいたこの間の執行部会に出していただいたもんを案として出させていただいてということになっているやに思います。したがって、場所も今後提案の分も含めまして小委員会でご検討いただくということでございます。それまでは、完全に決まっておることはございません。</p>
立石（委員長）	<p>それは、会議上のルールであって、先に決めてしまっただけから、みんなで検討して場所を決めたということにしたいだけであって、場所はそこに決まるとんよ。決まっへんいうて、決まるとる。私は神崎病院に入院中に聞いた。</p>
立石（委員長）	<p>それでは、申し上げましたように、本日のところは若干の意見交換をした上で次回から本格的に議論を始めていただくということで、この問題についてはこれでとどめておきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように取り扱いをいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>次に、8番目の委員会の開催スケジュールについて、それから9番目の次回の委員会の日程についてまとめてひとつ説明をいただきたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、お手元の資料では特に用意いたしておりません。項目だけ上げさせていただきまして、本日正・副委員長さんが決定をいただきましたので、今後正・副委員長さんを中心に事務局側と日程の調整、また提案する項目等につきまして十分協議をいたしまして小委員会の方にご提出をさせていただきたいというところでございます。</p> <p>したがって、次回委員会の日程等につきましても、先ほど出ておりましたような十分な委員さんの声を反映した資料づくりを事務局として行いまして、次回の委員会開催通知も協議を行いまして送付させていただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくご了承いただきたいと思います。</p>
藤原委員	<p>以上でございます。</p> <p>その事について、ちょっとわし言おうとおもったんやけど。次回、あれ28日。</p>
浅田（事務局）	<p>協議会。</p>
藤原委員	<p>協議会は、28日じゃろ。それひとつ考えても神崎町は田植えはちょっと遅いんや。28日というたら、もううちじゃあ田植えの最中じ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 浅田（事務局）	<p>やから。そういうこともちょっと考えてしてもらわんと、欠席に、せんようにとおもててもよけい欠席せなあかん。</p> <p>はい。</p> <p>先ほど藤原委員さんの方からありましたような日程の調整、当然、一番冒頭の協議会、2月15日の協議会で申し合わせを設定して、会場も設定をしておったわけですけれども、現在事務事業の調整等を中心に両町の職員に行っていていただいております。そういった中で、協議会等、また委員会等に提出をしまっているいろいろな項目についての少し空白の時間がございまして、2回ほど手を加えさせていただきました。したがって、先ほど受けておりますような委員さんの皆さんに共通するような大きな行事とか、そういう農繁期、そういったものも含めながら、今後十分検討して、できるだけ皆さんがご出席しやすいような日程調整をしてみたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長）	<p>ただいま8番、9番の今後のスケジュール及び日程についての説明でございますが、今のところ具体的な日程は設定されておられません。第2委員会の状況を見ながら、あるいは今ご意見があった事柄、また一方、理事者側では町長さんの出張等の日程も入っておるようでございますので、それらを勘案しながら事務局とまた正・副委員長で調整をさせていただきます、後日やり直させていただきますというふうに取り扱ひしたいと思ひます。これでよろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
正城委員	<p>大河内の正城なんですけれども、このたび28日という日にちをもらったんですけども、できるだけ早く予定を組んでいただひて、日時を知らせてほしいと思ひんです。私たちがいろいろ用事がありますし、予定がとりにくいこともありますのでその点なるべく早くお願ひしたいと思ひます。</p>
立石（委員長）	<p>私を含めてですが、事務局、ただいまのご意見に対して十分ひとつ配慮をしてほしいと思ひます。よろしいですか。</p>
浅田（事務局）	<p>はい、わかりました。</p>
立石（委員長）	<p>それでは、その他で何かござひますか。</p>
浅田（事務局）	<p>事務局としては特にござひません。</p>
立石（委員長）	<p>委員の皆さんからありませんか。</p>
立石（委員長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようござひますので、本日予定をされておりました協議事</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>項、すべて終わりました。</p> <p>終わりに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は非常に活発なご意見等もございまして、冒頭に申し上げましたように、いよいよこれから具体的な話し合いが、話し合いというよりも協議が進んでいくと、こういう段階を迎えようといったしております。どうか皆さん方におかれましては、今までに配付されました諸資料をもとに、十分ひとつご検討をいただいて、大きな目的は1万3,000人余りの住民の皆さんに少しでも幸せがもたらせるような努力をやっていきたいと思いますというスタンスで考えていただいたら非常にありがたいと、このように当委員会の方としては思っております。どうかひとつ今後ともよろしくご指導いただきますようお願いを申し上げまして、本日の会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。</p>